



埼玉県報

第 2 2 6 9 号
平成23年3月11日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [平成15年埼玉県告示第194号の廃止に係る公示\(大気環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業支援課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [急傾斜地崩壊危険区域の指定\(河川砂防課\)](#)
- [北本都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [粕壁三丁目A街区市街地再開発組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業の事業計画の変更\(市街地整備課\)](#)
- [さいたま都市計画公園事業の事業計画の変更認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [狭山都市計画公園事業の事業計画の変更認可\(公園スタジアム課\)](#)
- [指定確認検査機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の名称変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県道六万部久喜停車場線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [平成22年7月11日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成23年3月2日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)
- [外来魚の再放流禁止に係る内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)
- [コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第224号中訂正\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県告示第524号目次中訂正\(社会福祉課\)](#)

規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則一―五八

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一―五〇）の一部を次のように改正する。

別表民間企業等職務経験者職員採用試験（二次）の項中「最終順位、一次順位、二次順位」を「不合格者の順位（一次及び二次の総合順位、一次順位、二次順位）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

| | | | |
|----------------------|--------------------------------|-------------|---------------|
| 民間企業等職務経験者職員採用試験（三次） | 最終順位、一次順位、二次順位、三次順位、総合得点、種目別得点 | 合格発表の日から一年間 | 人事委員会事務局任用審査課 |
|----------------------|--------------------------------|-------------|---------------|

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フリースクールにじの広場
- 三 代表者の氏名
松永 マユミ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市東北二丁目六番五号東和ビル二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、不登校やひきこもりの子どもたちに安心して遊び、学べる居場所を提供すること及び、野外での活動を通じた社会、歴史、風土を学ぶ事を通じて健全な育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アジアの仲間による航空フォーラム
- 三 代表者の氏名
助川 晋一郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字南五百六十番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、我が国と同様な島嶼国であるインドネシアをはじめとするアジア地域において、航空関係者と市民レベルの交流を図り、安全で効率的な交通システムづくりの支援を行うとともに、地域振興に資する航空輸送の活性化を支援するための事業を行い、安全で活力ある地域社会発展の実現という公益へ寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人いきがいPCボランティアの会
（変更後）NPO法人いきがいPCサロン

三 代表者の氏名

野津 肇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目五十三番地の十四

五 定款に記載された目的

この法人は、健常者や障害者及び高齢者や子どもに対し、PC（パソコン）の活用によって、より心豊かな、より活動的な、より楽しい生活が送れるようお手伝いすることで、生きがいの創出や人間性豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年三月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひまわりの会
- 三 代表者の氏名
角 井 治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区堀の内町三丁目三十九番地二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、さいたま市内に住む障害者を一人ぼっちにしないこと、社会の一員としての自覚、自立をしてもらい、お互いに思いやりと協力できる心をもってもらい、地域の中に障害者が溶け込むことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

平成十五年埼玉県告示第百九十四号（化学物質の分類名及び各分類に属する特定化学物質名について）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

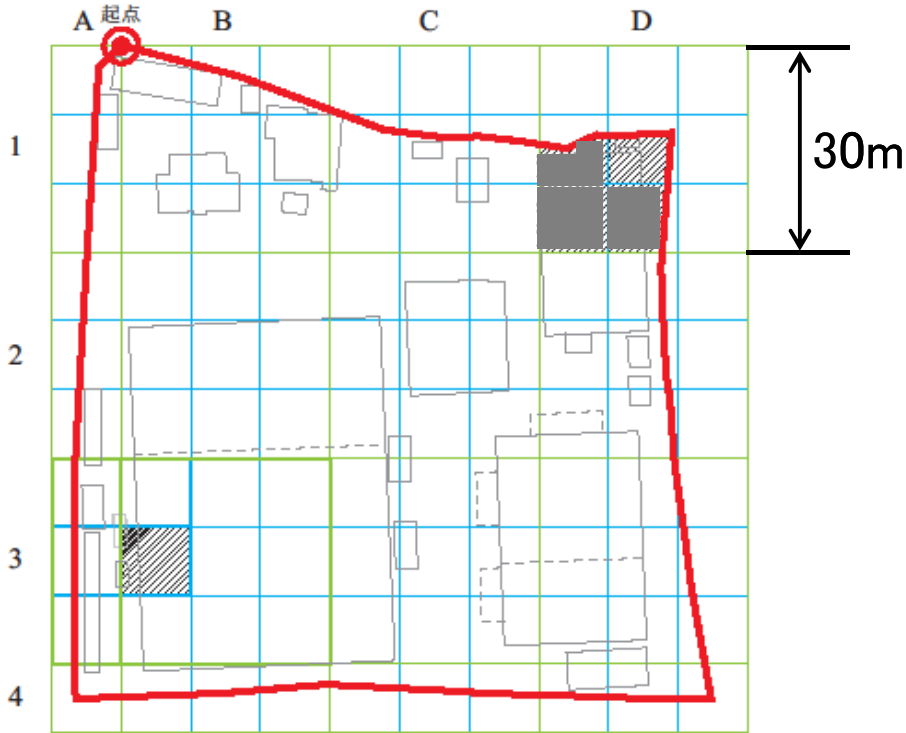
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成二十二年埼玉県告示第千二百号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

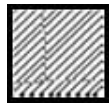
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
 - 二 別図のとおり（埼玉県東松山市松本町一丁目四千七百一番二の一部）
 - 二 講じられた汚染の除去等の措置
- 基準不適合土壌の掘削による除去

別図



<起点>

起点は、東松山市松本町一丁目4701番2の最北端を起点とする。



形質変更時要届出区域



形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
(平成23年3月11日)

告示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川駅前ショッピングプラザ

埼玉県吉川市保一丁目十三番三号

ロ 変更の概要

駐車場の収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三七九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二八五台

ハ 変更年月日

平成二十三年十月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十三年二月二十五日

二 縦覧期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ吉川店

埼玉県吉川市吉川駅南特定土地地区画整理事業地内六十八街区一画地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）オリックス株式会社 代表執行役 梁瀬行雄

東京都港区浜松町二丁目四番一

（変更後）オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目四番一

ハ 変更年月日

平成二十三年一月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年三月一日

三 縦覧期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字本村前八百二十八番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）オリックス株式会社 代表執行役 梁瀬行雄

東京都港区浜松町二丁目四番一

（変更後）オリックス株式会社 代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目四番一

ハ 変更年月日

平成二十三年一月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年三月一日

二 縦覧期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

散 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川駅前ショッピングプラザ

埼玉県吉川市保一丁目十三番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前） 有限会社 ショッピング幸 代表取締役 深井則之

埼玉県吉川市木売一丁目四番地七

（変更後） 有限会社 ショッピング幸 代表取締役 深井直子

埼玉県吉川市木売二丁目十三番地二十二モアクレスト吉川

三〇四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号 外七者

（変更後） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号 外二者

ハ 変更年月日

平成十八年四月十二日外

ニ 届出年月日

平成二十三年二月二十五日

三 縦覧期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 九 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市桜田二二五

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇二二・四立方メートル

告示

埼玉県告示第二百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 近戸町地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

| 標柱番号 | 市町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|------|-----|--------|---|-----------|
| 一 | 秩父市 | 近戸町 | | 二〇〇二番四 地先 |
| 二 | 同 | 中村町三丁目 | | 二〇九八番 |
| 三 | 同 | 同 | | 二〇九八番 |
| 四 | 同 | 近戸町 | | 二〇二五番二 |
| 五 | 同 | 同 | | 二〇二〇番一 |
| 六 | 同 | 同 | | 二〇〇二番四 |
| 七 | 同 | 同 | | 二〇〇二番四 |
| 八 | 同 | 同 | | 二〇〇二番四 |

告示

埼玉県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号で告示した北本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

北本市

二 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画下水道事業北本公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年八月二十日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十六号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百四十号、昭和五十九年埼玉県告示第千四百四十四号、昭和六十二年埼玉県告示第七十八号、平成四年埼玉県告示第百七十五号、平成七年埼玉県告示第三百四十号、平成十年埼玉県告示第千五百四十八号、平成十三年埼玉県告示第二百九十三号、平成十七年埼玉県告示第二千二百七十七号、平成二十年埼玉県告示第四百七十八号の事業地のうち北本市中丸九丁目、本町三丁目、本町四丁目、緑一丁目並びに大字北本宿字西後及び字下原並びに大字下石戸下字台原耕地、字二ツ家上耕地及び字考戸並びに大字下石戸上本村及び東原地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

粕壁三丁目A街区市街地再開発組合

二 解散認可の年月日

平成二十三年三月十一日

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

嵐山町平沢土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年四月二十二日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

嵐山町大字平沢字延明橋の全部及び字上原、字中谷、字金井、字下山、字京枝、字表の各一部

嵐山町大字菅谷字上の一部

嵐山町大字志賀字吹上、字蜻蛉橋、字金平の各一部

嵐山町大字千手堂字川枝の一部

四 事務所の所在地

比企郡嵐山町大字杉山千三十番地一

五 設立認可の年月日

平成六年四月二十二日

六 変更認可の年月日

平成二十三年三月十一日

告示

埼玉県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第四百六十五号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成二年一月三十日から平成二十八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第四百六十六号で告示した狭山都市計画公園事業（狭山市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

昭和四十八年二月六日から平成二十八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

| | | | |
|----------|--------------------|------------------|------------|
| 指定番号 | 変更後の名称 | 変更前の名称 | 名称の変更日 |
| 埼玉県知事第四号 | 一般財団法人さいたま住宅検査センター | 財団法人さいたま住宅検査センター | 平成二十三年三月一日 |

告示

埼玉県告示第百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から名称の変更の届出があったので、次のとおり公示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県知事 上田清司

| 指定番号 | 変更後の名称 | 変更前の名称 | 名称の変更日 |
|----------|--------------------|------------------|------------|
| 埼玉県知事第一号 | 一般財団法人さいたま住宅検査センター | 財団法人さいたま住宅検査センター | 平成二十三年三月一日 |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 六万部久喜停車場線
- 三 道路の区域

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年十月二十八日

指令川建セ第二二〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年三月七日

川建セ第二二〇一三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字表字道内二四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市富士見五丁目一番四号 ヴィラ若葉

安田 和子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

| | |
|---|---|
| 十四号 | 指 定 番 号 |
| 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 指 定 道 路 の 種 類 |
| 平成二十三年二月 三日 | 指 定 の 年 月 日 |
| 入間市鍵山二丁目四四の六、二三〇五 入間市黒須二丁目一八六の七、二八七の一 入間市黒須二丁目一八四の二、二八六の七 | 指 定 道 路 の 位 置 |
| 一七・〇〇メートル 三三・五〇メートル 一五・〇〇メートル | 指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル) |
| 一六・〇〇 一七・五〇メートル 一七・五〇メートル 四・〇〇メートル | 指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル) |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年三月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

| | |
|--|---|
| 十五号 | 指 定 番 号 |
| 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 指 定 道 路 の 種 類 |
| 平成二十三年二月 四日 | 指 定 の 年 月 日 |
| 飯能市大字笠縫三六九の五、三七二の 一 飯能市大字川寺四三九の二、四四〇の 一 | 指 定 道 路 の 位 置 |
| 一七・六〇メートル 一六・四〇メートル | 指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル) |
| 六・〇〇メートル 一〇・〇〇メートル | 指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル) |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年三月三日

指令越建セ第二〇〇一一二一号

二 検査済証番号

平成二十三年三月七日

越建セ第四五七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字樺二百七十三番二、二百七十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目二十一番地四十五 メゾンミヤビー〇五

込江 国明 込江 万有美

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年三月十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について

ロ 教職員の人事について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第三十号

平成二十二年七月十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行 参議院埼玉県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

59,250,000 円

- 3 報告書の要旨

| | | | | | |
|---------|--------|------|-----|----|----------------|
| 候補者氏名 | 長谷川 幸世 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 7月11日から |
| 出納責任者氏名 | 長谷川 幸世 | | | | 第2回分 1月6日まで |

収入

支出

| | |
|--------|----------|
| 人件費 | 0 円 |
| 家屋費 | 0 円 |
| 選挙事務所費 | 0 円 |
| 集合会場費 | 0 円 |
| 通信費 | 0 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 10,000 円 |
| 広告費 | 0 円 |
| 文具費 | 0 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 0 円 |

| | |
|--------|-----------|
| その他の収入 | 10,000 円 |
| 今回計 | 10,000 円 |
| 前回計 | 301,972 円 |
| 総計 | 311,972 円 |

| | |
|-----|-----------|
| 今回計 | 10,000 円 |
| 前回計 | 301,972 円 |
| 総計 | 311,972 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|-----------------------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | ポスターの作成 | 0 円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 計 | 0 円 |

| | | |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成23年1月6日 | 第2回報告分 |
|----------|-----------|--------|

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

平成二十三年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、八九四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四〇、七八三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

| | |
|-------|----------|
| 南第一区 | 六四、七一三人 |
| 南第二区 | 一三四、四〇三人 |
| 南第三区 | 二二、八八九人 |
| 南第四区 | 三七、四五五人 |
| 南第五区 | 二九、八八九人 |
| 南第六区 | 四二、〇八〇人 |
| 南第七区 | 二五、七二四人 |
| 南第八区 | 二五、二六〇人 |
| 南第九区 | 三九、二四四人 |
| 南第十区 | 四六、四九六人 |
| 南第十一区 | 二九、四〇九人 |

南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
南第二十三区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区

三〇、五六八人
六一、〇七一人
三一、七二六人
一九、一八八人
三〇、三九五
一九、一四四人
四二、九六二人
一九、四六〇人
三一、七九一人
一六、六六四人
三四、三三六
二〇、七三四人
九三、二〇〇人
四〇、五七九人
二二、六七八人
四三、一五六人
一五、五七八人
二八、八二〇人
二三、三七一人
九二、三二五人
一五、六九一人
一三、六二七人
二七、二四三人
一八、七七八人
一一、〇五二人
二四、一九七人
二七、二三九人
一八、六四九人
一二、五二五人
一五、二五二人
二一、五三四人
四九、二八三人
五五、四二八人
二三、六七九人

東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一五、三一一人
一八、六三八人
一五、三四五人
一九、四〇二人
一七、六三一人
二八、七六三人
五五、二一四人
八七、五七〇人
二一、六八七人
三五、七三九人
一七、四三七人
一五、〇八五人
三一、六一二人
一七、二六四人

告示

埼玉県選管告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者五十嵐ふみひこの選挙運動に関する収支報告書に関し、平成二十三年三月一日に出納責任者佐々木光男から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年十二月二十四日付け埼玉県選管告示第百六十七号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

| | ページ | 段 | 行 |
|---|-----|---|-------------|
| 誤 | 二十六 | 三 | 十五 |
| 正 | 食糧費 | | 150,299 円 |
| 正 | 食糧費 | | 189,099 円 |
| 誤 | | | 十七 |
| 誤 | 雑費 | | 35,204 円 |
| 正 | 雑費 | | 115,204 円 |
| 誤 | | | 十九 |
| 誤 | 今回計 | | 3,424,400 円 |
| 正 | 今回計 | | 3,543,200 円 |
| 誤 | | | 二十 |
| 誤 | 総計 | | 3,424,400 円 |
| 正 | 総計 | | 3,543,200 円 |
| 誤 | 二十七 | 二 | 十七 |
| 誤 | 前回計 | | 3,424,400 円 |
| 正 | 前回計 | | 3,543,200 円 |
| 誤 | | | 十八 |
| 誤 | 総計 | | 3,443,042 円 |
| 正 | 総計 | | 3,561,842 円 |
| 誤 | | 四 | 十七 |
| 誤 | 前回計 | | 3,443,042 円 |
| 正 | 前回計 | | 3,561,842 円 |

| | | | |
|---|-----|---|-------------|
| | | | 十八 |
| 誤 | 總計 | | 3,452,078 円 |
| 正 | 總計 | | 3,570,878 円 |
| | 二十八 | 二 | 十七 |
| 誤 | 前回計 | | 3,452,078 円 |
| 正 | 前回計 | | 3,570,878 円 |
| | | | 十八 |
| 誤 | 總計 | | 3,624,496 円 |
| 正 | 總計 | | 3,743,296 円 |

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 祥 匡

一 指示内容

コクチバス及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合で、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認したときは、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十三年三月十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 祥 匡

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十三年四月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで

正 誤

埼玉県告示第二百二十四号（平成二十三年二月二十五日第二千二百六十五号）中

訂正

ページ 表中 行

三 名称 前から四

誤

サービス 喜楽屋 あげお

正

サービス 喜楽家 あげお

正 誤

埼玉県告示第五百二十四号（平成二十二年三月三十一日号外第六号）目次中訂正

誤

埼玉県嵐山郷条例（昭和五十年埼玉県条例第七十四号）別表第二の知事が別に定める額（社会福祉課）

正

埼玉県立嵐山郷条例別表第二の知事が別に定める額（社会福祉課）